証券コード　6063
2022年3月10日

株　主　各　位

東京都文京区小石川一丁目21番14号
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
代表取締役社長　倉　　田　　潔

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様の安全を第一に考えまして、当日のご来場はお控えくださいますようお願い申しあげます。当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って、2022年３月24日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
　また、総会ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2022年３月25日（金曜日）午前10時（午前９時30分受付開始）
２．場　　所　　東京都文京区小石川一丁目21番14号 NRK小石川ビル
　　当社本社 ６階会議室
３．目的事項
　報告事項　　１．第19期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第19期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　　定款一部変更の件
　第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　第３号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件
　第４号議案　　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件
　第５号議案　　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
　第６号議案　　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

●次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査等委員会がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

●株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

≪当社ウェブサイト≫https://emergency.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年3月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月24日（木曜日）
午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月24日（木曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

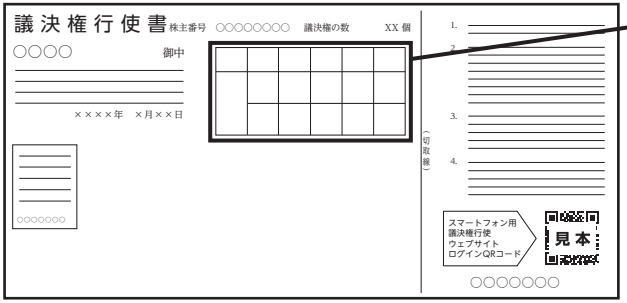

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１・５・６号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２・３・４号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

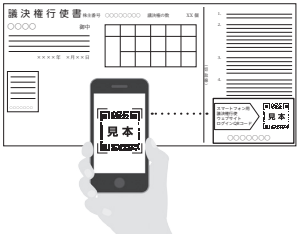

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

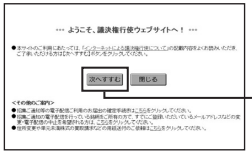

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

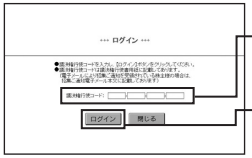

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、前期に引き続き、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、ワクチン接種が進んだものの、感染力が強い新たな変異株による感染再拡大などの影響により、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、依然として経済社会活動が停滞しており厳しい状況となっております。

2021年に入り、世界ではワクチン接種の普及等を受けて入国制限や入国後の行動制限を緩和する国も増加しておりましたが、11月には新たな変異株（オミクロン株）の発生を受けて複数の国・地域で入国制限や入国後の行動制限を再び強化する動きがありました。このような状況下において、当社グループの主要事業である海外旅行保険付帯の医療アシスタンスサービスやインバウンド事業等既存事業は、依然として低迷を余儀なくされている状況が続いております。

当社グループの主要事業の業績に影響を与える海外出国日本人数につきましては2021年通年では前年比83.9％減の512千人と大幅な減少となりました（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

海外からの訪日外客数についても前年比94.0％減の245千人となりました（日本政府観光局（JNTO）調べ）。

当社グループの主要業務である海外における日本人顧客向けの医療アシスタンスサービスにとって海外出国者数の大幅な減少は致命的であり、海外旅行保険の付帯サービス、留学生危機管理サービス共に売上が減少したままとなっております。また訪日外客数の減少により、医療ツーリズム、訪日外国人向け緊急対応型医療アシスタンスサービスにつきましても、引き続き大きな影響を受けております。

こうした環境下、厚生労働省から受託しております「入国者等健康フォローアップセンター業務」が売上増に大きく貢献しており、業務の拡大により、契約金額が増額変更されることになり、その後順調に入国者健康確認センターにおける業務運

営を遂行することができました。
　これらの結果、当連結会計年度の売上高は4,358百万円（前期比93.6%増）と増収になりました。このうち「入国者等健康フォローアップセンター業務」が、2,434百万円と売上に大きく貢献しました。
　また当連結会計年度の売上原価は、「入国者等健康フォローアップセンター業務」の再委託費の増加により3,659百万円（前期比106.0%増）、販売費及び一般管理費は462百万円（前期比1.3%増）となり、営業利益は235百万円（前期営業利益17百万円）、経常利益は243百万円（前期経常利益1百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は178百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失271千円）となりました。

　セグメントの状況は次のとおりであります。

(医療アシスタンス事業)
（ⅰ）海外旅行保険の付帯サービス
　海外旅行保険の付帯サービスに関しましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続いており、入国制限や渡航制限等の措置が継続されているため、海外出国者数が、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準には戻らず、売上高は減少したままとなっております。

（ⅱ）法人向け医療アシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービス
　当社グループは医療アシスタンスサービスとセキュリティ・アシスタンスサービスを法人に、留学生危機管理サービスとセキュリティ・アシスタンスサービスを大学等の学校法人に提供しております。留学生危機管理サービスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延による留学のキャンセルが相次いだことにより、セキュリティ・アシスタンスサービスとともに売上高が前期比で減少しました。一方、法人向け医療アシスタンスサービスについては、企業のリスク管理意識の高まりを受けて、売上高が前期比で増加となりました。

（ⅲ）救急救命アシスタンス事業
　救急救命アシスタンス事業は、民間企業等が海外の僻地で取り組む大規模建設工事現場にサイトクリニックを設置し、医師・看護師・救急救命士が常駐して現地医

療体制を構築し、病人や怪我人の対応を行う事業（EAJプロジェクトアシスト）です。
　世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、現場サイトでの新型コロナウイルス感染症への感染予防・感染対策を行う日本人医療者派遣の需要が拡大し、2018年より受注しているバングラデシュおよび新規のアフリカでの事業を順調に運営し、前期比で売上高は増加しました。

（ⅳ）国際医療事業（医療ツーリズム）
　国際医療事業（医療ツーリズム）につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う海外渡航等の制限が継続されており、サービス提供機会が激減しております。今後の各国の渡航制限等の緩和を見据え、国内医療機関とのネットワーク構築の強化を図っております。

（ⅴ）訪日外国人向け緊急対応型医療アシスタンス事業
　新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、海外からの訪日外客数の大幅な減少に伴い、日本国内で外国人に病気や怪我など不測の事態が起こった場合の医療アシスタンスサービスの提供機会は大幅に減少したままの状況が続いております。

（ⅵ）ワンストップ相談窓口
　厚生労働省や大阪府その他の自治体より、外国人診療に関する相談窓口事業を、順調に運営し、医療機関向けの相談対応業務を実施しております。今後、コロナ後を見据え、地方自治体や医療機関との外国人患者受入に関する連携の一層の強化を目指します。

（ⅶ）入国者等健康フォローアップセンター業務
　厚生労働省から受託した「入国者等健康フォローアップセンター業務」につきましては、引き続き全社対応による業務運営が順調に進捗しており、新型コロナウイルス感染症関連事業として、売上増加に大きく貢献しております。

　これらの結果、医療アシスタンス事業の売上高は3,842百万円（前期比129.5％増）、セグメント利益は242百万円（前期比287.0％増）となりました。

(ライフアシスタンス事業)

ライフアシスタンス事業につきましては、既存取引先との契約見直しに伴い、前期比で売上高が減少しました。

この結果、ライフアシスタンス事業の売上高は516百万円（前期比10.5％減）、セグメント利益はコスト削減の効果もあり319百万円（前期比16.2％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、当社グループの経営基盤を増強するための設備投資を行いました。当連結会計年度の設備投資額（有形固定資産及び無形固定資産の取得価額）は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度
医療アシスタンス事業	5,385千円
ライフアシスタンス事業	10,692千円
計	16,077千円
消去又は全社	17,604千円
合計	33,682千円

消去又は全社では、主に高性能電話システムの全社統一化のための設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において当社グループでは特定案件の立替資金の確保のため、銀行借入を実施しました。この結果、短期借入金が383百万円増加しております。

(2) 連結会計年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 16 期 (2018年12月期)	第 17 期 (2019年12月期)	第 18 期 (2020年12月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売上高 (千円)	2,869,285	2,958,897	2,251,279	4,358,535
経常利益 (千円)	141,895	93,184	1,863	243,651
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	95,469	62,576	△271	178,869
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	38.63	25.25	△0.11	71.00
総資産 (千円)	2,277,071	2,647,085	2,643,761	3,802,999
純資産 (千円)	820,489	876,730	866,530	1,080,621
1株当たり純資産額 (円)	323.34	343.00	334.16	419.16

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 16 期 (2018年12月期)	第 17 期 (2019年12月期)	第 18 期 (2020年12月期)	第 19 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高（千円）	2,834,642	2,919,393	2,233,526	4,334,078
経常利益又は経常損失（△）（千円）	112,936	103,442	△15,331	218,818
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	73,885	78,903	△12,738	154,454
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円）	29.90	31.84	△5.11	61.31
総資産（千円）	2,046,565	2,429,726	2,409,405	3,520,926
純資産（千円）	588,792	662,436	648,368	802,650
1株当たり純資産額（円）	229.65	256.85	247.56	308.82

（注）1．第16期は、医療アシスタンス事業の海外旅行保険付帯サービスの売上が営業活動により伸び、法人・大学売上、インバウンド売上、国際プロジェクト売上も好調でした。また、ライフアシスタンス事業も堅調に推移しました。費用に関しても人員増による人件費増加、設備投資等に伴って増加しましたが、増収増益となりました。

2．第17期は、医療アシスタンス事業において当社が長年にわたって受注してきた公的プロジェクトを落札できませんでしたが、海外旅行保険の付帯サービス、事業法人向けアシスタンスサービス、留学生危機管理サービス、セキュリティ・アシスタンスサービスの提供は堅調に推移し、外国人患者受入を実施する国際医療事業も着実に実績をあげました。ライフアシスタンス事業では既存取引先より新規業務を受託し、売上高が増加しました。費用につきましては、事業拡大とインバウンド領域での新規事業の開始に備える人材採用・体制構築の投資を行い、増加しました。この結果、経常利益について減益となりました。

3．第18期は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、特に主力の医療アシスタンス事業につきましては、アウトバウンド事業、インバウンド事業ともに売上高が前年比で大きく減少する結果となっております。一方、救急救命アシスタンス事業につきましては、現場サイトでの新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染対策等に従事する日本人医療者派遣の需要が高まり、新規事業も獲得し、売上に貢献しております。ライフアシスタンス事業は、年間契約料ベースでの売上のため、昨年実績と同等の結果となりました。費用につきましては、主に人件費等の固定費を中心にコスト抑制に努めたものの、売上高の減少額をカバーするには足りず、経常損失及び当期純損失を計上するに至りました。

4．第19期は、前期に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、当社グループの主要事業である海外旅行保険付帯の医療アシスタンスサービスやインバウンド事業等既存事業は、依然として低迷を余儀なくされている状況です。一方、厚生労働省から受託しております「入国者等健康フォローアップセンター業務」が売上増に大きく貢献し、増収増益となりました。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	150,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司	250,000USドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	165,000シンガポールドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	7,000,000タイバーツ	100.0% (5.7%)	医療アシスタンスサービスの提供
EAJ Assistance Services Canada, Inc.	620,000カナダドル	100.0%	医療アシスタンスサービスの提供

(注) 1.当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社であります。

2.議決権比率の（）内の数値は間接所有割合を内数で記載しております。

3.Emergency Assistance Bangladesh Co., Ltd.は、清算結了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

2022年度の当社グループの事業環境を展望すると、新型コロナウイルス感染症からの影響は引き続き残り、医療アシスタンスを中心とした既存事業の回復は、まだ望めそうにない状況です。また2021年度から取り組んでいる厚生労働省からの受託事業は、入国者の待機期間短縮等の緩和策が進み、事業規模は徐々に縮小していくものと予想されます。

2022年度の経営の基本方針として、医療アシスタンス体制や運用コストの見直しを進めると同時に、厚生労働省の受託事業から得た経験やノウハウを生かし、新規事業の立ち上げと拡大に注力してまいります。またヘルスケア市場への取り組みを強化し、収益の計上を目指すとともに、積極的にDX化に取り組み、ビジネスモデルの変革を目指します。

＜主な重点事業目標＞

（1）高品質でスリムな医療アシスタンス事業の構築
- 損保引受を中心とする医療アシスタンスの組織再編、少数精鋭化の業務運営推進
- 業務品質の高さで会社事業全体への信頼度向上、看板事業としての存在に衣替え
- 顧客の求めるヘルスケア事業の追加、顧客の一層使いやすいアシスタンス方式導入

（2）厚生労働省事業の継続受注
- 今後の会社収支を支える事業として、確実な受注を目指す
- 事業展開に機敏に対応可能な推進体制の構築、円滑で効率的な運用を期す
- Assitance Cloud Serviceの提供に向けた周到な準備の実施

（3）ヘルスケア事業への参入
- 中国を中心にアジア市場の富裕層を対象とした会員制の健康診断をはじめとする日本の最先端のヘルスケアサービスへの提供プログラムを強化し、顧客拡大に注力
- 日本の富裕層向けに会員制ヘルスケアサービスプログラムを提供し、クレジットカード発行会社等向けに積極的な営業を展開
- ヘルスケア分野で先行する企業との積極的な連携を図る

（4）コンシェルジュ事業の継続受注
- 新規顧客の獲得、会社全体の事業基盤の安定を図る

（5）国際プロジェクト事業、医療事業の拡大
- 医療者との強いネットワークを生かした事業の拡大、多角化を図る
- 医療に関する事業経験、知見を他の事業分野に拡大、医療に強い企業イメージ強化

（6）企業・学校法人向け新商品や新たな営業戦略の構築、顧客数と収益の大幅な拡大を目指す

（7）従業員の働きや貢献に適切に報いる報酬制度の実践
- 業績連動型賞与の導入

・人事評価の仕組みの見直し
（８）安心してビジネスを展開するための個人情報保護対策の実施
・世界基準のプライバシー保護対策の構築
（９）ビックデータとデジタル技術の活用、サービスやビジネスモデルの変革

なお、新型コロナウイルス感染症の当社グループへの今後の影響をしっかりと見極めつつ、適宜計画の見直しと必要な施策を実施してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業区分	事業内容
医療アシスタンス事業	海外旅行や海外駐在、海外渡航中に病気や怪我をされたユーザーが、自国にいるときと比べて不自由なく必要な医療を受けられるように手配し、ご支援するサービスです。
ライフアシスタンス事業	クレジットカード会社のカード会員に対するコンシェルジュサービスを提供し、「より気持ちよく、より楽しい」海外での生活を楽しんでいただくためのお手伝いをするサービスです。

(6) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

当社	本社　　：東京都文京区 大阪オフィス：大阪府大阪市中央区 イギリス事業所：West Sussex, United Kingdom
Emergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.	本社：Richmond,Virginia U.S.A.
北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司	本社　　：北京市朝陽区 上海オフィス　：上海市静安区 広州オフィス　：広東省広州市天河区 大連オフィス　：遼寧省大連市中山区
Emergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.	本社：Singapore
Emergency Assistance Thailand Co., Ltd.	本社：Bangkok, Thailand
EAJ Assistance Services Canada, Inc.	本社：Vancouver, Canada

(7) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
医療アシスタンス事業	182（25）名	△20（－）名
ライフアシスタンス事業	42（9）名	△8（△1）名
管理部門等	27（2）名	－（△4）名
合計	251（36）名	△28（△5）名

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
179（32）名	△18（△1）名	41.4歳	7.4年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	420,000千円
株式会社三井住友銀行	434,938千円
株式会社みずほ銀行	50,000千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円
株式会社第四北越銀行	80,000千円
株式会社横浜銀行	70,000千円
株式会社きらぼし銀行	60,000千円
株式会社千葉銀行	50,000千円
株式会社みなと銀行	50,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,304,000株
② 発行済株式の総数　2,519,600株
③ 株主数　1,888名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲11号)	477,000株	18.93%
ヴァンタークルーズヘルスサービスインク	284,700株	11.30%
氷鉋健一郎	74,400株	2.95%
安全サポート株式会社	64,600株	2.56%
日本証券金融株式会社	50,100株	1.99%
舞原満博	46,400株	1.84%
UBS AG LONDON A／C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	46,200株	1.83%
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	44,600株	1.77%
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアールデイ アイエスジーエフイーエイシー	30,000株	1.19%
上田八木短資株式会社	28,800株	1.14%

（注）1．持株比率は自己株式（390株）を控除して計算しております。
2．三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲11号）477,000株は、吉田幸子氏とその近親者が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については同氏及びその近親者が指図権を留保しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（2021年12月31日現在）

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2018年５月18日	2021年12月16日
新株予約権の数		100個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　10,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　3,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 104,300円 （１株当たり1,043円）	新株予約権１個当たり 127,200円 （１株当たり1,272円）
権利行使期間		2020年５月22日から 2028年２月29日まで	2023年12月18日から 2031年２月28日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	新株予約権の数　100個 目的となる株式数　10,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　30個 目的となる株式数　3,000株 保有者数　２名
	取締役（監査等委員）	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）１．第５回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1)新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社もしくは当社子会社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。

2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

２．第６回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1)新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社もしくは当社子会社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。

2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第6回新株予約権
発行決議日	2021年12月16日
新株予約権の数	270個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 27,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり 127,200円 （１株当たり1,272円）
権利行使期間	2023年 12 月18日から 2031年 2 月28日まで
行使の条件	（注）
当社使用人等への交付状況	新株予約権の数 270個 目的となる株式数 27,000株 保有者数 16名

（注）第６回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
1)新株予約権者は、権利行使時まで継続して当社もしくは当社子会社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要します。ただし、任期満了による退任又は定年退職の場合は、この限りではありません。
2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
3)その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	倉田　潔	グローバル・サポート事業部担当、国際医療事業部担当、ネットワーク部担当、EJUS取締役、EJS取締役、EJC董事長、EJT取締役、EJCA取締役
取締役副社長	ソル・エーデルスタイン	RMS部担当、海外センター担当、EJUS代表取締役、EJCA取締役 Vanter Cruise Health Services, Inc. CEO ジョージワシントン大学医学部教授
取締役	前川義和	国際プロジェクト事業部担当、医療事業部担当、総務人事部担当、経理部担当、企画部担当、IR室担当
取締役	吉井眞一	CRMソリューション部担当、インシュアランスクレームアシスタンス部担当、クレームアドミニストレーション部担当、情報システム部担当、CRMソリューション部長、クレームアドミニストレーション部長
取締役 常勤監査等委員	土屋聡美	
取締役 監査等委員	勝田和行	監査等委員会委員長
取締役 監査等委員	三宅秀夫	三宅秀夫公認会計士事務所所長 株式会社マネジメントエンジン・ジャパン代表取締役

（注）1．取締役 監査等委員 勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、社外取締役であります。
2．取締役 監査等委員 三宅秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4．当社は取締役 監査等委員 勝田和行氏及び三宅秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.であります。
6．EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.であります。
7．EJCの正式名称は北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。
8．EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co., Ltd.であります。
9．EJCAの正式名称はEAJ Assistance Services Canada, Inc.であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び管理職等の従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由を設定することにより、被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

④ 取締役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、2021年２月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」）を決議しております。

また、当社では、社外取締役を含む取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認していることから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「a.」から「d.」までについて同じ。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等としてのストック・オプションにより構成される。なお、その割合については、役位、職責等を踏まえて、適宜、取締役会にて決定する。

ｂ．基本報酬は、月例の固定報酬のみとし、その額は、2016年3月25日開催の第13回

定時株主総会の決議により承認された年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数、当社の業績、財務状況及び従業員給与の水準をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。

c．取締役の業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益の向上を図ることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、ストック・オプションを付与する。なお、ストック・オプションは、当社の業績、社会情勢等を勘案して、都度、株主総会の決議を経た上で付与するものとし、付与する個数は、役位、職責、在任年数、当社の業績、財務状況及び従業員に対して付与する水準をも考慮の上、総合的に勘案して決定するものとする。

d．当社の取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及びストック・オプションの個数の決定とする。社外取締役を含む取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、適宜監督するものとする。

ロ．当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 （うち社外取締役）	40,864 （－）	40,800 （－）	－ （－）	64 （－）	3 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,560 (3,600)	13,560 (3,600)	－ （－）	－ （－）	3 （2）
合　　計 （うち社外役員）	54,424 (3,600)	54,360 (3,600)	－ （－）	64 （－）	6 （2）

（注）1．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の上記人員には無報酬の取締役１名は含まれておりません。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、当期の費用計上額を記載しております。新株予約権の割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２．（２）①　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

4．監査等委員でない取締役の金銭報酬の額は、2016年３月25日開催の第13回定時株主総会において

年額150,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は、５名です。

5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年３月25日開催の第13回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、３名です。
6. 取締役会は、代表取締役倉田潔に対し監査等委員でない各取締役の基本報酬の額及びストック・オプションの個数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 監査等委員 三宅秀夫氏は、三宅秀夫公認会計士事務所所長及び株式会社マネジメントエンジン・ジャパンの代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要

会社における地位及び氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員 勝田　和行	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席しました。保険会社の取締役及び監査役、日本経営倫理学会理事としての経験に基づく高い専門的知識を活かし、経営全般に関する助言やコンプライアンス、リスクマネジメント等に関する発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役 監査等委員 三宅　秀夫	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回に出席しました。公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,140千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,140

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を取締役会で決議しております。取締役会決議の内容は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、取締役および社員、その他の従業員が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範を示した「EAJ行動規範」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役および使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努める。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会において関連する議題を取り上げて検討し、対応策を講じ、教育、啓蒙等必要な諸活動を推進する。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内相談・報告体制として、「内部通報制度運用規程」に基づく、内部通報制度を整備・運用する。

ロ. 業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに被監査組織へフィードバックする。

ハ. 当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わない。反社会的勢力からの接触や不当要求に対しては、不当要求防止責任者を選任のうえ、所轄官庁および関連団体と緊密に連携を図りながら、その排除に努めるとともに、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底する。

ニ. 当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムの構築を行う。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備し、運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役が「稟議・決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、保存・管理する。

ロ．当社は、情報セキュリティに関する基本方針および諸規程の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理基本規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を整備、構築する。

ロ．「リスク管理基本規程」に基づき、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、適切なリスク管理を推進する。

ハ．不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる努力をする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、年度予算を策定し、全社的な目標および各組織の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、取締役会で報告し、以後の活動に反映して効率的な職務執行を目指す。

ロ．また、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督などを行う。また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する取締役および組織長を招集し、意思決定会議を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「子会社管理規程」を定め、同規程に基づき当社グループの事業運営を実施するものとし、当社の取締役と子会社の取締役との間で、定期的に会合を行う。また子会社は同規程に定める重要事項について当社の承認を受けるとともに、同規程に定める経営状況、経営指標等の報告を行うものとする。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスク管理基本規程」に基づき、子会社のリスク管理体制を構築させ、適宜報告を受けるものとする。

また、子会社において損失リスクが顕在化した場合には、「子会社管理規程」に従い速やかに当社に報告し、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで損失の拡大を防止する。

ハ．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを対象とした年度予算を策定し、当社グループの目標および各子会社の目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則として毎月一回、子会社の取締役が参加する組織長会議で報告し、以後の活動に反映して子会社の効率的な職務執行を目指す。

また、職務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、随時、テーマに関連する当社の取締役および子会社の取締役を招集し、意思決定会議を行う。

ニ．子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「EAJ行動規範」、「コンプライアンス規程」および「内部通報制度運用規程」を当社グループ全体に適用し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備・確立を推進する。

また、当社の内部監査室は、定期的に当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社社長に報告するとともに、被監査子会社にフィードバックすることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制を強化していく。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、必要な使用人を配置する。

⑦ 前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

また当該補助使用人の人事異動・人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

⑧　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査等委員会に報告する。

ロ．当社グループは、監査等委員会への報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。

ハ．内部監査室は、監査の結果を適時、適切な方法により監査等委員会に報告する。

ニ．内部通報窓口への通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、通報状況とその処理の状況は定期的に監査等委員会に報告する。

ホ．内部通報窓口への通報内容が監査等委員会の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が希望する場合には、速やかに監査等委員会に報告する。

⑨　監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、さまざまな機会をとらえて、当社グループの取締役、使用人の監査等委員会監査に対する理解を深めさせ、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

ロ．当社社長は、監査等委員会との定期的な意見交換会を開催し、監査等委員会が意見または情報の交換ができる体制とする。

ハ．内部監査人は、監査等委員会との連絡会議を定期的にまた必要に応じて開催し、取締役および使用人の業務の適法性、妥当性について監査等委員会が報告を受けられる体制とする。

ニ．当社は、監査等委員会が会計監査人と円滑に連携できる体制づくりに向けて必要な施策を実施する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に対する取り組み

イ．社長を委員長とするコンプライアンス委員会を年４回開催し、会社の体制・業務等のチェックおよび改善と教育・啓蒙活動を行いました。また、内部通報制度についても、「内部通報制度運用規程」に基づき、適正に運用いたしました。

ロ．内部監査室が全組織の内部監査を定期的に実施し、その結果を社長に報告するとともに、被監査組織にフィードバックしております。

ハ．取引先との間で締結する全契約書に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込む他、反社会的勢力排除の活動を継続しています。

ニ．金融商品取引法に基づく内部統制システムの運用を継続し、期末には内部監査室が本システムが適正に機能しているか、全組織にわたり監査を実施し大きな問題の無いことを確認しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に対する取り組み

イ．取締役会における意思決定の内容や職務執行状況の報告等を取締役会議事録に記録し、また、稟議決裁書には取締役の決裁、コメント等を記録しました。「文書および電磁的記録等管理規程」に基づき、これらの文書を保存・管理しております。

ロ．情報セキュリティのリスクに対応するため、サイバーセキュリティ被害を包括的に補償するサイバー保険に加入しました。

ハ．大型案件受注で個人情報の取り扱いが増えたため、個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に則り適切な管理を実施するとともに、プライバシーマークの更新審査にも適切に対応して審査に合格し、更新することができました。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取り組み

イ．社長を委員長とするリスク管理委員会を年４回開催し、具体的なリスクの対策検討や他社事例の研究等を行いました。

ロ．リスク管理基本規程に従って、従業員が新型コロナウイルスに感染して業務に支障を来すことがないようにするため、在宅勤務・時差勤務の活用、体調不良時の顧問医へのホットライン相談等を引き続き推奨しました。事業所内には消毒液などの衛生用品とパーテションを常設し、手洗い・消毒・マスクの着用・黙食・三密回避を呼びかけ、社内感染防止に努めました。また、職場で感染者が出た場合（またはその疑いがある場合）には、感染症対策のガイドラインに従い適切な対応をしております。ガイドラインは顧問医の監修のもと、最新の情報を取り入れて定期的な見直しを実施し、社内周知を行いました。これらの結果、社内でのクラスターの発生を防止することができました。

④　取締役の職務の執行の効率性を確保するための体制に対する取り組み

イ．年度予算を策定するとともに、毎月１回の定時取締役会で月次決算の内容および予算と実績の対比を報告し、業務推進の指針としました。また、全社および各組織の事業計画を策定し、適宜フォローを実施し、以降の計画に反映しました。

ロ．毎月１回開催する定時取締役会に加えて、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定等を機動的に行いました。

⑤　当社グループにおける業務の適正を確保するための体制に対する取り組み

イ．コンプライアンス委員会およびリスク管理委員会に子会社の代表者も出席し、関連の議題を取り上げて共に検討を行いました。

ロ．当社の取締役常勤監査等委員および内部監査室長が、タイの子会社およびイギリスの事業所に対して書面監査およびリモートでのヒアリングを行いました。

ハ．子会社を含む当社グループの年度予算および事業計画を策定し、毎月１回子会社の代表者が参加する組織長会議において、月次決算の内容および予算と実績の対比を報告させるとともに、当社取締役との間で経営課題の意見交換を行っております。

⑥　監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に対する取り組み

イ．監査等委員会補助使用人を定め、監査等委員会の指揮命令のもとに、上記(5)で掲げた体制で定めている監査等委員会への報告義務を当社グループ内に周知しております。

ロ．毎月１回開催する子会社代表も出席する組織長会議への監査等委員の出席を求めるとともに代表取締役社長、内部監査人、会計監査人との情報交換の場を定期的に設け、監査等委員会監査の実効性の確保に繋げております。

ハ．監査等委員会の計画どおり日本監査役協会費用等を支出しています。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益分配につきましては、当社は、株主のみなさまへの利益還元を最も重要な課題のひとつと考えて経営にあたっております。従って、経営基盤の強化と長期的な事業発展のための内部留保の充実に留意しながらも、できる限り継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

このような観点から、当社は、年１回の期末配当を行うことを基本として、資本政策および配当政策の機動性確保の観点から、剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び当期業績の回復を踏まえた利益還元を行いたく、１株あたり普通配当5円に復配し、更に特別配当5円を加えた1株あたり10円を予定しております。

また、自己株式の取得につきましては、当社は、適切と判断した時期に実施することを検討しております。

連結貸借対照表

（2021年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,561,850	流動負債	2,680,844
現金及び預金	1,756,812	買掛金	7,410
売掛金	1,093,676	短期借入金	1,380,000
仕掛品	62,698	一年内返済予定の長期借入金	14,938
立替金	471,752	未払金	654,351
その他	180,024	未払法人税等	84,457
貸倒引当金	△3,113	前受収益	270,007
固定資産	241,148	前受金	100,638
有形固定資産	108,419	その他	169,041
建物	36,899	固定負債	41,533
器具及び備品	71,519	長期借入金	20,000
無形固定資産	45,684	繰延税金負債	11,672
ソフトウェア	33,923	その他	9,861
その他	11,761	負債合計	2,722,377
投資その他の資産	87,044	（純資産の部）	
長期貸付金	27,361	株主資本	1,010,566
繰延税金資産	4,088	資本金	312,001
その他	55,594	資本剰余金	201,477
資産合計	3,802,999	利益剰余金	497,571
		自己株式	△482
		その他の包括利益累計額	45,388
		為替換算調整勘定	45,388
		新株予約権	24,665
		純資産合計	1,080,621
		負債純資産合計	3,802,999

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年１月１日から 2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,358,535
売上原価		3,659,793
売上総利益		698,741
販売費及び一般管理費		462,934
営業利益		235,806
営業外収益		
受取利息	1,258	
為替差益	11,213	
その他	1,539	14,011
営業外費用		
支払利息	5,494	
その他	672	6,166
経常利益		243,651
特別利益		
固定資産売却益	5	
受取和解金	7,000	
関係会社清算益	2,705	
その他	665	10,376
特別損失		
固定資産売却損	12	
固定資産除却損	195	208
税金等調整前当期純利益		253,819
法人税、住民税及び事業税	77,157	
法人税等調整額	△2,207	74,950
当期純利益		178,869
親会社株主に帰属する当期純利益		178,869

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2021年１月１日から 2021年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	312,001	201,477	318,702	△326	831,853
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			178,869		178,869
自己株式の取得				△156	△156
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	178,869	△156	178,712
当期末残高	312,001	201,477	497,571	△482	1,010,566

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9,994	9,994	24,682	866,530
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				178,869
自己株式の取得				△156
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	35,393	35,393	△16	35,377
連結会計年度中の変動額合計	35,393	35,393	△16	214,090
当期末残高	45,388	45,388	24,665	1,080,621

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2021年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	3,240,289	流動負債	2,698,276
現金及び預金	1,457,966	買掛金	7,338
売掛金	1,093,676	短期借入金	1,380,000
仕掛品	62,698	一年内返済予定の長期借入金	14,938
立替金	471,749	未払金	700,576
前渡金	654	未払費用	32,852
前払費用	73,771	未払法人税等	82,875
その他	82,886	前受金	100,638
貸倒引当金	△3,113	預り金	37,769
固定資産	280,636	前受収益	269,812
有形固定資産	60,619	その他	71,473
建物	25,582	固定負債	20,000
器具及び備品	35,037	長期借入金	20,000
無形固定資産	35,305	負債合計	2,718,276
ソフトウェア	23,544	（純資産の部）	
その他	11,761	株主資本	777,984
投資その他の資産	184,711	資本金	312,001
関係会社株式	130,441	資本剰余金	201,477
長期貸付金	11,000	資本準備金	98,001
繰延税金資産	9,819	その他資本剰余金	103,476
その他	33,450	利益剰余金	264,988
		その他利益剰余金	264,988
		繰越利益剰余金	264,988
		自己株式	△482
		新株予約権	24,665
		純資産合計	802,650
資産合計	3,520,926	負債純資産合計	3,520,926

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（2021年1月1日から 2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,334,078
売上原価		3,665,124
売上総利益		668,954
販売費及び一般管理費		457,637
営業利益		211,317
営業外収益		
受取利息	244	
為替差益	11,999	
その他	1,075	13,318
営業外費用		
支払利息	5,494	
その他	322	5,816
経常利益		218,818
特別利益		
受取和解金	7,000	
関係会社事業損失引当金戻入益	1,068	
その他	665	8,733
特別損失		
その他	0	0
税引前当期純利益		227,551
法人税、住民税及び事業税	73,298	
法人税等調整額	△201	73,097
当期純利益		154,454

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	312,001	98,001	103,476	201,477	110,534	110,534	△326	623,686
事業年度中の変動額								
当期純利益					154,454	154,454		154,454
自己株式の取得							△156	△156
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	154,454	154,454	△156	154,298
当期末残高	312,001	98,001	103,476	201,477	264,988	264,988	△482	777,984

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	24,682	648,368
事業年度中の変動額		
当期純利益		154,454
自己株式の取得		△156
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△16	△16
事業年度中の変動額合計	△16	154,282
当期末残高	24,665	802,650

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月17日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　　淳　一
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　谷　　はるみ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月17日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　中　　淳　一
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　谷　　はるみ

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本エマージェンシーアシスタンス株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月17日

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社　監査等委員会

監査等委員会委員長　勝田和行 ㊞

常勤監査等委員　土屋聡美 ㊞

監査等委員　三宅秀夫 ㊞

（注）監査等委員勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3)株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第17条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　　除）
（新　　設）	（電子提供措置等） 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（新　　設）	（附則） （株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第２条　現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。

現行定款	変更案
	２．前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 ３．本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名全員が任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 (再任)	倉田　潔（くらた きよし） (1954年８月７日)	1981年11月　山一證券株式会社入社 1988年２月　UBS証券株式会社入社　機関投資家営業部長 1990年８月　JPモルガン証券株式会社入社　機関投資家営業部本部長 1994年11月　ドレスナー・クラインオートベンソン証券会社入社　国内営業本部長 1998年10月　ビー・エヌ・ピー投信株式会社（現ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社）入社　マネジング・ディレクター 2011年８月　同社　代表取締役就任 2014年８月　同社　営業本部顧問 2015年10月　当社入社　管理部担当部長 2017年３月　当社取締役就任、営業部担当、RMS部担当、クレームアドミニストレーション部担当 2017年８月　当社取締役副社長就任 2018年２月　国際医療事業部担当（現任） 2018年10月　当社代表取締役社長就任（現任）、EJUS（注２）取締役就任（現任）、EJS（注３）取締役就任（現任）、EJC（注４）董事長就任（現任）、EJT（注５）取締役就任（現任）、EJCA（注６）取締役就任（現任） 2019年３月　グローバル・サポート事業部担当（現任） 2019年７月　営業開発部担当 2020年３月　ネットワーク部担当（現任） 2021年１月　営業部管掌（現任）、営業開発部管掌（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 ビー・エヌ・ピー投信株式会社（現ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社）等において代表取締役等の要職を歴任してきた経験と、経営管理及び営業に関する豊富な経験と見識を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 (再任)	ソル・エーデルスタイン （Sol Edelstein） (1946年7月6日)	1973年９月　ピッツバーグ大学メッドセンター勤務 1981年９月　ジョージワシントン大学医学部教授就任（現任） 1993年１月　World Access, Inc.（現Allianz Global Assistance）　代表取締役就任 2000年４月　Vanter Ventures Inc.　（現Vanter Cruise Health Services, Inc.）CEO就任（現任） 2003年１月　当社代表取締役就任 2003年10月　当社取締役就任 2005年７月　EJUS取締役就任 2015年４月　EJUS代表取締役就任（現任） 2016年３月　国際戦略担当 2018年５月　EJCA取締役就任（現任） 2020年３月　当社取締役副社長就任（現任）、RMS部担当（現任）、海外センター担当（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 医師としての豊富な実務経験及び米国のアシスタンス会社における長年の経験と、医学及びアシスタンス業界に関する幅広い知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 (再任)	吉井眞一（よしい しんいち） (1969年7月9日)	2003年２月　当社入社　メディカルオペレーション部 2006年７月　当社クレームアドミニストレーション部長 2012年４月　当社内部統制室長 2013年４月　当社管理部長 2018年８月　当社CRMソリューション部長（現任） 2019年３月　当社取締役就任（現任）、CRMソリューション部担当（現任）、インシュアランスクレームアシスタンス部担当（現任） 2019年７月　当社クレームアドミニストレーション部長（現任） 2020年３月　クレームアドミニストレーション部担当（現任） 2021年１月　情報システム部担当（現任）	4,300株
	【取締役候補者とした理由】 当社のクレームアドミニストレーション部長、CRMソリューション部長、管理部長などを歴任し、豊富な実務経験と実績を有し、当社の経営全般に関する幅広い知見を有していることを考慮し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 (新任)	高田真樹（たかだまき） (1958年12月1日)	1982年4月　大正海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 2002年4月　同社傷害長期保険部グループ長 2004年10月　同社アジア業務部次長 2008年４月　同社経営企画部部長兼国際業務部部長兼（出向）三井住友海上グループホールディングス株式会社（現MS＆ADインシュアランスグループホールディングス株式会社）グループ事業支援部部長 2010年4月　同社（出向）明台産物有限公司（台湾）執行董事 2012年4月　同社理事（出向）明台産物有限公司（台湾）副董事長 2016年4月　同社商品本部開発顧問 2016年7月　ジャパンアシストインターナショナル株式会社（現MS＆ADグランアシスタンス株式会社）代表取締役社長 2019年7月　当社入社　ネットワーク部長（現任） 2021年1月　当社理事（現任）、営業部担当（現任）、営業開発部担当（現任） 2021年7月　EJC董事兼総経理（現任）	600株
	【取締役候補者とした理由】 大手保険会社における豊富な実務経験及びアシスタンス会社において代表取締役を務めた経験と、保険業界に関する幅広い知見を有していることを考慮し、取締役候補者としました。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．EJUSの正式名称はEmergency Assistance Japan (U.S.A.), Inc.であります。
３．EJSの正式名称はEmergency Assistance Japan (Singapore) Pte. Ltd.であります。
４．EJCの正式名称は北京威馬捷国際旅行援助有限責任公司であります。
５．EJTの正式名称はEmergency Assistance Thailand Co.,Ltd.であります。
６．EJCAの正式名称はEAJ Assistance Services Canada, Inc.であります。
７．当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（20頁）に記載のとおりであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役３名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 (再任)	土屋聡美（つちや さとみ） (1963年5月8日)	2000年２月　World Access Europe 入社 2005年２月　当社入社 ロンドンセンターMGR 2008年４月　当社オペレーション本部　アシスタンスオペレーション部長 2009年３月　当社アシスタンス本部長、CRMソリューション部長 2012年４月　当社アシスタンス本部長、クレームアドミニストレーション部長 2013年３月　当社クレームアドミニストレーション部長 2019年３月　当社取締役監査等委員就任（現任）	9,600株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社入社以前より、医療アシスタンス事業に従事し、設立間もない時期の当社に入社し、ロンドンセンターMGR、アシスタンスオペレーション部長、CRMソリューション部長、クレームアドミニストレーション部長の要職を歴任しており、豊富な実務経験とアシスタンス業界に関する知見を当社の監査等委員会体制に活かしていただけると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 (再任)	勝田和行（かつだかずゆき） (1945年4月12日)	1969年3月　日本生命保険相互会社入社 2000年7月　同社　常勤監査役就任 2001年6月　ニッセイ同和損害保険株式会社　監査役就任 2004年6月　同社　常務取締役就任 2008年6月　ニッセイ・ビジネス・サービス株式会社代表取締役副社長就任 2010年3月　当社社外監査役就任 2016年3月　当社取締役監査等委員就任（監査等委員長）（現任）	9,600株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大手保険会社の取締役及び監査役、日本経営倫理学会理事を務めた経験と保険業界に関する豊富な知見を有しており、経営全般にわたり、もしくはコンプライアンス、リスクマネジメント等の専門的観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をする役割を期待されており、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。		
3 (再任)	三宅秀夫（みやけひでお） (1953年1月21日)	1976年10月　プライスウォーターハウス入所 1980年9月　公認会計士登録 1994年7月　青山監査法人代表社員 1995年8月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 2007年11月　三宅秀夫公認会計士事務所所長就任（現任） 2007年11月　株式会社マネジメントエンジン・ジャパン代表取締役就任（現任） 2010年3月　当社社外監査役就任 2016年3月　当社取締役監査等委員就任（現任）	8,000株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士として大手監査法人に長年勤めてきた経験と、企業会計等に関する専門的な知識を有しており、特に財務・会計等の専門的観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をする役割を期待されており、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。		

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、社外取締役候補者であります。

3. 勝田和行氏及び三宅秀夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって６年となります。
4. 当社は、勝田和行氏及び三宅秀夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各候補者の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（20頁）に記載のとおりであります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役２名選任の件

2020年3月26日開催の第17回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された岡野秀章氏及び久保公雄氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされております。

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

候補者のうち、前川義和氏は監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の補欠であり、岡野秀章氏は監査等委員である社外取締役の補欠であります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	前川義和（まえかわよしかず） (1945年4月21日)	1969年７月　大阪ガス株式会社入社 2001年６月　株式会社ガスアンドパワーインベストメント（現 株式会社ガスアンドパワー）取締役就任 2004年６月　同社　常務取締役就任 2005年７月　株式会社コーディネイツ大阪　顧問 2009年12月　当社入社　顧問 2010年３月　当社常勤監査役就任 2013年３月　当社常務取締役就任、管理部担当 2014年３月　当社　IR室長 2016年３月　当社取締役副社長就任 2018年８月　総務人事部担当（現任）、経理企画部担当、情報システム部担当 2018年10月　医療事業部担当（現任）、EJC董事 2019年３月　当社代表取締役副社長就任、IR室担当（現任） 2020年３月　当社取締役就任（現任）、国際プロジェクト事業部担当（現任） 2020年４月　経理部担当（現任）、企画部担当（現任）	19,200株
	【補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由】 大手企業において長年経営管理業務に携わってきた経験及びこれまでの当社取締役としての実績と経営全般並びに経営管理業務に関する豊富な知見を有していることを考慮し、補欠の監査等委員である取締役候補者としました。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>岡野秀章
（1969年5月19日）</td><td>1993年10月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所
1998年８月　大阪ガス株式会社入社
2008年７月　岡野公認会計士事務所開設（現任）
2008年12月　SHO-BI株式会社（現　粧美堂株式会社）　監査役就任
2015年12月　SHO-BI株式会社（現　粧美堂株式会社）　取締役就任（監査等委員）（現任）</td><td>200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
公認会計士及び税理士の資格を保有し、企業会計等に関する専門的な知識、豊富な企業監査の実績及び上場企業の監査等委員である取締役としての経験を有していることから、特に財務・会計・税務等の専門的観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をする役割を期待されており、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、岡野秀章氏はこれまで会社経営に関与しておりませんが、上記の理由により、適切に職務を遂行することができるものと考えております。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．岡野秀章氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当社と各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告（20頁）に記載のとおりであります。

第５号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役前川義和氏は、本定時総会終結の時をもって任期満了で退任されますので、在任中の功労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

取締役会が退職慰労金贈呈を相当とする理由は、取締役として事業部門及び管理部門を牽引し、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したためであります。

贈呈の時期、方法などについては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の退職慰労金額及び略歴は、次のとおりであります。

氏名	金額	略歴
前川義和（まえかわよしかず）	300万円	2009年12月　当社入社　顧問 2010年３月　当社常勤監査役就任 2013年３月　当社常務取締役就任 2016年３月　当社取締役副社長就任 2019年３月　当社代表取締役副社長就任 2020年３月　当社取締役就任 現在に至る

第６号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び使用人に対し、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役に割り当てる新株予約権については、取締役に対する報酬等のうち株式会社の募集新株予約権に該当し、また、その額が確定していないため、平成28年3月25日開催の定時株主総会において監査等委員でない取締役は年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただいた確定金額報酬とは別枠の報酬等として、その具体的な算定方法及び内容につきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

また、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）は４名となります。

なお、各取締役への支給時期及び配分については、取締役会に一任願いたいと存じます。

記

１．特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の取締役及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を継続的に確保するため。

２．新株予約権の割当てを受ける者
割当日において、当社に在任又は在職する取締役及び使用人

３．新株予約権の割当日
本株主総会の日から１年以内の一定の日

４．新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の数

300個を上限とする。ただし、当社取締役への新株予約権の割当数は、会社業績及び業務執行の状況・貢献度等を考慮し、30個を上限とする。

なお、本新株予約権１個当たりの目的となる株式数は100株とする。ただし、後述（3）①に定める目的となる株式の数の調整を行った場合は、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数についても同様の調整を行う。

（２）新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないこととし、無償で発行する。

（３）新株予約権の内容

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式30,000株（新株予約権１個当たりの目的となる株式数100株）を上限とする。

なお、割当日以降、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に(3)①に定める新株予約権１個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（１円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値の価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

③新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日から2年を経過した日を始期として令和14年2月29日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使の条件

ⅰ　本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、使用人又はこれに準ずる地位を有していることを要する。任期満了による退任または定年退職の場合はこの限りではない。

ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は本新株予約権を行使することができない。

⑦新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転についての株式移転計画書、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書又は新設分割計画書の議案について株主総会の承認決議がなされた場合には、当社は、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができるものとする。ただし、新株予約権の一部を取得する場合には取締役会の決議によって取得する新株予約権を決定するものとする。

⑧組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ニ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ　新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定する。

ト　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ　新株予約権の行使の条件

上記⑥に準じて決定する。

リ　新株予約権の取得事由

上記⑦に準じて決定する。

ヌ　新株予約権の行使により発生する端株の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑨新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑩新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

⑪その他の細目事項

本新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会により決定する。

5．取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社の取締役の報酬等として発行する本新株予約権の額は、割当日における本新株予約権１個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割当てる本新株予約権の総数を乗じた額といたします。本新株予約権の公正価額は、企業会計基準委員会が平成17年12月27日に公表している企業会計基準第8号の「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号の「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に従い、適切に評価した価額といたします。

6．新株予約権の付与を相当とする理由

本新株予約権は、当社の取締役及び使用人が業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益の向上を図ることを目的として割り当てられるストック・オプションであります。

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本新株予約権の行使に際しての払込金額は、割当てに係る取締役会決議日時点の当社株式の時価（割当日の終値）以上の水準とすること、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は、1.19％とその希釈化率は軽微であることから、取締役会は本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

以　上

メ　モ